

総務委員会議案説明資料

令和3年2月24日

件名	頁
1 第37号議案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第38号議案 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5

(総務部)

第 3 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 2 4 日

件 名	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																
所管部課名	総務部 総務課																
内 容	<p>令和 3 年 1 月 2 7 日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区議会議員の期末手当の支給月数を改定する。</p> <p>1 期末手当の改定（第 8 条第 2 項関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">支給月数の引き下げ 3. 8 0 月 → 3. 7 5 月（- 0. 0 5 月）</p> <p>（1）令和 2 年度</p> <p style="padding-left: 40px;">3 月に支給する期末手当 0. 2 5 月 → 0. 2 0 月</p> <p>（2）令和 3 年度以降</p> <p style="padding-left: 40px;">3 月に支給する期末手当 0. 2 0 月 → 0. 2 5 月</p> <p style="padding-left: 40px;">6 月に支給する期末手当 1. 7 5 月 → 1. 7 2 5 月</p> <p style="padding-left: 40px;">1 2 月に支給する期末手当 1. 8 0 月 → 1. 7 7 5 月</p> <p style="padding-left: 20px;">＜参考＞</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">3 月</th> <th style="width: 20%;">6 月</th> <th style="width: 30%;">1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>0. 2 5 月</td> <td>1. 7 5 月</td> <td>1. 8 0 月</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td><u>0. 2 0 月</u></td> <td>1. 7 5 月</td> <td>1. 8 0 月</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度以降</td> <td><u>0. 2 5 月</u></td> <td><u>1. 7 2 5 月</u></td> <td><u>1. 7 7 5 月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行年月日</p> <p>（1）令和 2 年度に支給する期末手当の改定…公布の日より施行する</p> <p>（2）令和 3 年度以降に支給する期末手当の改定…令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>3 新旧対照表</p> <p style="padding-left: 20px;">別紙のとおり</p>		3 月	6 月	1 2 月	現行	0. 2 5 月	1. 7 5 月	1. 8 0 月	令和 2 年度	<u>0. 2 0 月</u>	1. 7 5 月	1. 8 0 月	令和 3 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 7 2 5 月</u>	<u>1. 7 7 5 月</u>
	3 月	6 月	1 2 月														
現行	0. 2 5 月	1. 7 5 月	1. 8 0 月														
令和 2 年度	<u>0. 2 0 月</u>	1. 7 5 月	1. 8 0 月														
令和 3 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 7 2 5 月</u>	<u>1. 7 7 5 月</u>														
今後の方針																	

改正前	第1条による改正後
<p>第1条～第7条 (省略) (期末手当)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>別表 (省略)</p>	<p>第1条～第7条 (省略) (期末手当)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の20</u>、6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>別表 (省略)</p>

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前（第1条による改正後）	第2条による改正後
<p>第1条～第7条（省略） （期末手当）</p> <p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の20</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の175</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4（省略）</p> <p>別表（省略）</p>	<p>第1条～第7条（省略） （期末手当）</p> <p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4（省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（省略）</p>

第 3 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 2 4 日

件 名	足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例																
所管部課名	総務部 総務課																
内 容	<p>令和 3 年 1 月 2 7 日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区長等の期末手当の支給月数を改定する。</p> <p>1 期末手当の改定（第 4 条第 3 項関係）</p> <p>支給月数の引き下げ 3. 1 9 月 → 3. 1 4 月（- 0. 0 5 月）</p> <p>（1）令和 2 年度</p> <p> 3 月に支給する期末手当 0. 2 5 月 → 0. 2 0 月</p> <p>（2）令和 3 年度以降</p> <p> 3 月に支給する期末手当 0. 2 0 月 → 0. 2 5 月</p> <p> 6 月に支給する期末手当 1. 4 7 月 → 1. 4 4 5 月</p> <p> 1 2 月に支給する期末手当 1. 4 7 月 → 1. 4 4 5 月</p> <p>＜参考＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%;">3 月</th> <th style="width: 25%;">6 月</th> <th style="width: 25%;">1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>0. 2 5 月</td> <td>1. 4 7 月</td> <td>1. 4 7 月</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td><u>0. 2 0 月</u></td> <td>1. 4 7 月</td> <td>1. 4 7 月</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度以降</td> <td><u>0. 2 5 月</u></td> <td><u>1. 4 4 5 月</u></td> <td><u>1. 4 4 5 月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行年月日</p> <p>（1）令和 2 年度に支給する期末手当の改定…公布の日より施行する</p> <p>（2）令和 3 年度以降に支給する期末手当の改定…令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p>		3 月	6 月	1 2 月	現行	0. 2 5 月	1. 4 7 月	1. 4 7 月	令和 2 年度	<u>0. 2 0 月</u>	1. 4 7 月	1. 4 7 月	令和 3 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 4 4 5 月</u>	<u>1. 4 4 5 月</u>
	3 月	6 月	1 2 月														
現行	0. 2 5 月	1. 4 7 月	1. 4 7 月														
令和 2 年度	<u>0. 2 0 月</u>	1. 4 7 月	1. 4 7 月														
令和 3 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 4 4 5 月</u>	<u>1. 4 4 5 月</u>														
今後の方針																	

改正前	第1条による改正後
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条1～2 (省略)</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合においては100分の147を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>4～5 (省略)</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条1～2 (省略)</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の20</u>、6月及び12月に支給する場合においては100分の147を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>4～5 (省略)</p>

改正前（第1条による改正後）	第2条による改正後
<p>（その他の給与）</p> <p>第4条1～2（省略）</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の20</u>、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の147</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 基準日（給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。）における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>（2） 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第4条1～2（省略）</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の144.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 基準日（給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。）における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>（2） 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p>